

第4章 研修・勤務評定

○大隅肝属広域事務組合職員研修規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第9号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員研修規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項及び第2項の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合職員（以下「職員」という。）の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修の計画及び実施）

第2条 総務介護課長は、職員の研修に関する必要な調査を行い、その結果に基づき研修計画を樹立し、これを実施するものとする。

（研修の種類）

第3条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職場研修

(2) 職場外研修

ア 新規採用職員研修

イ 一般職員研修

ウ 専門研修

エ 役付職員研修

オ 委託研修

（職場研修）

第4条 総務介護課長は、職員に対し、常に適切な職場研修を行うよう努めなければならない。

（職場外研修）

第5条 職場外研修の区分、対象職員及び実施概要は別に定め、その研修期間、人員及び時間数については、総務介護課長がその都度定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ国又は地方公共団体等に職員を委託研修生として派遣することができる。

（研修生の決定）

第6条 職場外研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、管理者が命ずる。

（研修生の服務）

第7条 研修生は、所定の規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを免ずる。

(1) 規律を乱す等研修生としてふさわしくない行為があった場合

(2) 心身の故障のため研修に堪え得ない場合

(3) その他研修を受ける上において支障がある場合

(人事記録)

第8条 職場外研修のうち、相当と認める研修の修了者については、その旨を人事記録に記録する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員に対する研修の実施に関し必要な事項は、総務介護課長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。